



# 長野県報

3月31日(火)  
平成27年  
(2015年)  
号外

## 目次

### 条例

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 2

### 規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 6

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。

##### (1) 法人事業税

資本金1億円超の普通法人の所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割及び資本割）を拡大することとした。

##### (2) 不動産取得税

ア 宅地建物取引業者が平成29年3月31日までに既存住宅を取得し、2年内に一定の改修工事を行い個人が居住した場合における当該業者に対する税額の減額措置を創設することとした。

イ 住宅及び土地の取得に係る税率を4%から3%へと軽減する特例措置の適用期限を平成30年3月31日（改正前：平成27年3月31日）まで延長することとした。

ウ サービス付き高齢者向け賃貸住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成29年3月31日（改正前：平成27年3月31日）まで延長することとした。

##### (3) 自動車取得税

環境への負荷の小さい自動車を対象とした税率軽減の特例措置について、対象を見直すとともに、適用期限を平成29年3月31日（改正前：平成27年3月31日）まで延長することとした。

##### (4) 軽油引取税

農業用機械等に使用する軽油に係る課税免除の特例措置の適用期限を平成30年3月31日（改正前：平成27年3月31日）まで延長することとした。

##### (5) 過疎地域における特例措置の適用期限の延長

過疎地域において生産設備の新設等をした者に対する事業税、不動産取得税等に係る課税免除の特例措置の適用期限を平成29年3月31日（改正前：平成27年3月31日）まで延長することとした。

2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第29号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第5項中「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表の第28条第3項の項を次のように改める。

第28条第3項から第5項まで	) の資本金等の額	) に係る固有法人の資本金等の額
----------------	-----------	------------------

第28条第3項を次のように改める。

3 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項に規定する日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号のオ中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項に規定する日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第28条に次の2項を加える。

4 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、施行令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「施行令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

5 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第36条第1項中「除く」を「除く。第3項において同じ」に改め、同項第1号のア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号の

イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号のウの表中	「 <table border="1"> <tr> <td>100分の3.8</td><td>100分の3.1</td></tr> <tr> <td>100分の5.5</td><td>100分の4.6</td></tr> <tr> <td>100分の7.2</td><td>100分の6</td></tr> </table> 」を	100分の3.8	100分の3.1	100分の5.5	100分の4.6	100分の7.2	100分の6	に改め、同条第3項第1号のア中
100分の3.8	100分の3.1							
100分の5.5	100分の4.6							
100分の7.2	100分の6							

「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号のイ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号のウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第144条第1項の表の過疎地域の項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第13条の2の2第2項中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」及び「100分の4.3」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」と、「100分の5.5」を「100分の1.6」と、「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

附則第14条第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「の規定に」を「若しくは第4項の規定に」に改める。

附則第16条第1項中「附則第3条の2の17」を「附則第3条の2の18」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「限り」を「限り、その者の申請により」に改め、同条第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条に次の3項を加える。

4 地方事務所長は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この項及び第6項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（第40条の2の3第1項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項及び第6項において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の

品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するものを行った後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、その者の申請により、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 前項の規定により減額を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定の適用があることを証明するに足りる書類を添付して、当該申請に係る住宅を譲渡された者が当該住宅をその者の居住の用に供した後に、これを地方事務所長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (2) 住宅の取得年月日
- (3) 住宅を居住の用に供した年月日

6 第40条の10（第3項第4号を除く。）、第40条の11及び第40条の12（第3項第4号を除く。）の規定は、第4項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第40条の10第1項	、土地	、住宅
	前条第1項第1号又は第2項第1号	附則第16条第4項
	同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内	当該取得の日から2年以内
	当該土地	当該住宅
	これら	同項
第40条の10第3項	当該土地を	当該住宅を
	当該土地の上に特例適用住宅を新築すること又は1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得する	当該住宅について附則第16条第4項に規定する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するものを行う
	当該土地の取得	当該住宅の取得
	土地の所在、地番、地目及び地積	住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
	土地の取得年月日	住宅の取得年月日
第40条の11	新築予定又は取得予定の特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積	住宅を居住の用に供する予定年月日
	第40条の9第1項第1号又は第2項第1号	附則第16条第4項
	土地	住宅
第40条の12第1項	第40条の9第1項第1号又は第2項第1号	附則第16条第4項
	これら	同項
	土地の所在、地番、地目及び地積	住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
第40条の12第3項	土地の取得年月日	住宅の取得年月日
	特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積	住宅を居住の用に供した年月日

附則第16条の2第1項及び第3項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第17条の2の2第2項中「いう。次項」を「いう。以下この条」に、「附則第12条の2の5第4項から第7項」を「附則第12条の2

の5第6項から第11項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「。次項」を「。以下この条」に改め、同号のア中「又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第17条の6第4項において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同アの(7)中「この項及び次項」を「この条」に改め、同アの(ウ)中「次項」を「以下この号」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「以下この条に」を「次項に」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同ウの(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同ウを同号のエとし、同号のイ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同イの(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同イを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第17条の6第4項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第2項第2号中「。次項」の次に「及び第4項」を加え、同号のア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同アの(7)中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同アの(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同イの(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同ウの(7)中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第15項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同ウの(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号のエ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同エの(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同ウの(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同ウを同号のエとし、同号のイ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同イの(ウ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同イを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第3項第2号のア中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同アの(ウ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同イの(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同ウの(ウ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号のエ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同エの(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第19項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。  
 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項に規定するもの  
 (7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。  
 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの  
 (7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの  
 (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。  
 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの  
 (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2に次の1項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

- (1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。  
 (2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
 (3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の4第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
 （県民税に関する規定の適用）
- 2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
 （事業税に関する規定の適用）
- 3 新条例第36条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
 （不動産取得税に関する規定の適用）
- 4 新条例附則第14条第2項及び附則第16条第4項から第6項までの規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
 （自動車取得税に関する規定の適用）
- 5 新条例附則第17条の2の2第2項から第5項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。